

意見書案第8号

平成25年12月12日提出

提出者 松山市議会議員 土井田 学
田坂 信一
丹生谷 利和
友近 正

平成25年12月18日原案可決

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書を次のとおり提出する。

記

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国の将来の発展にとって不可欠の礎であり、すべての市民の願いである。

しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題なども指摘されている。

地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等を初めとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されている。このような社会の現状を見るとき、青少年の荒廃は、我々大人が青少年を見守り支援し、時に戒めるという義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ない。

そこで今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備である。特に、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた青少年健全育成基本法の制定が必要である。

よって、国におかれては、これらの内容を踏まえ、一日も早く、青少年健全育成基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
警 察 庁 長 官